

「障害者リーズ」の第三回目。国の障害者基本計画の内容等についてご紹介します。

1993年、障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のため施作に関し、基本的な理念を定め、国、地方公共団体等の責務をあきらかにしたものです。この中で、「すべての障害者は、社会を構成する一因として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会を与えられるものとする。」という国際障害者年の「完全参加と平等」の考え方が付け加えられました。

ノーマライゼーション

障害者の生活実態

障害者基本計画

障害者の雇用制度①②③

発達障害①②

①最近の障害者基本計画の特徴

基本計画は、地方自治体も策定することが義務付けられていますが、基本は国の考えるところにあり、約10年で見直されており、H15～24年の基本理念は次の2つです。

- ・リハビリテーション（障害者が身体、精神的なリハビリを通して、生活できる環境を提供）
- ・ノーマライゼーション（障害者も地域社会の中で普通の生活をする）

②基本的な方針

施策を推進する四つの組織横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化

（そのうち、2つをここではとりあげています）

□社会のバリアフリー化

障害の有無にかかわらず、国民誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるようになるために

- ・ハード(建物)、ソフト(情報や音声、字幕等)両面にわたる社会のバリアフリー化
- ・ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進

□利用者本位の支援

本人が地域生活の中で暮らせるために

- ・障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
- ・多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
- ・NPOや地域住民団体との連携・協力の推進

③神奈川県障害者基本計画の一部紹介

施策のうち「生活支援」を紹介します。各自治体で基本計画は異なりますので、一度HPで見ておくのもよいでしょう。

□利用者本位の生活支援体制の整備

障害者の自己選択や自己決定が尊重され、利用者本位のサービス提供が保障されるよう、相談支援体制の整備とともに障害者ケアマネジメント体制の推進に努める。

□在宅サービス等の充実

地域での生活を支援するため、ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所など在宅サービスの充実やグループホームなどの生活の場の整備を促進するとともに、精神障害者の「社会的入院」の問題の解消を促進

□施設サービスの再構築

障害の特性やニーズに応じ、住み慣れた行で施設サービスが受けられるよう、更生施設、授産施設、社会復帰施設などの施設の機能を踏まえ障害保健福祉圏域を視野に入れた施設整備に努める。